



平成29年10月4日

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室
室長 大鷲 亨
室長補佐 角入 則夫
(電話) 048-600-6205

平成29年度埼玉県特定（産業別）最低賃金の改定答申について

埼玉地方最低賃金審議会（会長 林 大樹 一橋大学大学院教授）は、本年8月1日、埼玉労働局長から非鉄金属製造業などの5つの産業に働く基幹的労働者（注1）に適用されている埼玉県特定（産業別）最低賃金（注2）について改定の諮問を受けました。

同審議会は、各産業ごとに最低賃金専門部会を設置して、県内の5産業の景気・賃金の状況、支払能力等を総合的に勘案し鋭意調査審議を重ね、10月2日、審議会としての意見を取りまとめ、埼玉労働局長（荒木 祥一）に対し、5産業すべてについて下表の改定額が適当とする答申を行いました。

埼玉労働局長はこの答申を受け、今後、異議申出などの諸手続きを経て、埼玉県特定（産業別）最低賃金を決定することになります。

業 種	現行額	引上げ額	答申額
非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）	884円	20円	904円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）	889円	20円	909円

輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業及びその他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）	898円	20円	918円
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）	897円	20円	917円
自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む。）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）	897円	19円	916円

※なお、埼玉県内で働くすべての労働者に適用される埼玉県最低賃金（時間額871円）は、平成29年10月1日から適用されています。

（注1）基幹的労働者とは、次の者を除く労働者のことです。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ④ 製造業については、手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者

（注2）埼玉県内で働く労働者すべてに適用される「埼玉県最低賃金」（平成29年10月1日から時間額871円）とは別に、産業別の関係労使が、基幹的労働者を対象に労働条件の向上又は公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金の設定を必要と認めたもの限定して、埼玉労働局長が埼玉地方最低賃金審議会の意見を聴いて設定したものです。（最低賃金法第15条第2項）

なお、基幹的労働者に該当しない労働者には、埼玉県最低賃金が適用されます。

また、従来あった「埼玉県各種商品小売業最低賃金（各種商品小売業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）平成28年12月1日発効、時間額849円）」については、今年度は関係労使から申出がなかったため、改定の審議を行っていません。この場合、埼玉県最低賃金（時間額871円）が適用されます。